

Sophia-R

Sophia University Repository for Academic Resources

Title	日本の朝鮮統治における「皇民化政策」と在朝米国人宣教師への圧力・追放：神社参拝問題を中心に
Author(s)	長田, 彰文
Journal	上智史學, (54)
Issue Date	2009-11-15
Type	紀要/Departmental Bulletin Paper
Text Version	出版者/Publisher
URL	http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/19513
Rights	



上智大学
Sophia University

<http://www.sophia.ac.jp>

日本の朝鮮統治における「皇民化政策」と在朝米国人宣教師への圧力・追放

—— 神社参拝問題を中心に ——

長 田 彰 文

はじめに

朝鮮は欧米諸国とのあいだでは最初に一八八二年、米国とのあいだで米朝修好通商条約を締結したが、特に国王の高宗は、次第に厳しさを増す朝鮮をめぐる国際情勢および必要な近代化に対して米国から援助を獲得する一つの手段として、キリスト教に対するそれまでの厳しい姿勢を改めて、朝鮮でのキリスト教の普及を容認するにいたった。そのため、欧米、とりわけ米国から多くの宣教師が朝鮮（韓国）にやって来て、キリスト教を布教すべく、教会、学校、医療機関などを設立し、それらは、朝鮮（韓国）の近代化にも貢献した。¹⁾

その後、一九〇四年から翌年までの日露戦争において日本がロシアを相手に優勢に戦局を進める中、韓国は、日韓議定書（一九〇四年二月）、第一次日韓協約（一九〇四年八月）、第二次日韓協約（一九〇五年一月）によって日本の保護国となり、結局、一九一〇年八月の韓国併合に関する日韓協約によって日本の統治下におかれる。日本

の韓国併合にあたって、当時は米国内務省極東部に勤務し、のちに在ソウル米国内務領事に二度就くことになるミラー(Ransford S. Miller)は、同年六月二三日付のメモランダムにおいて、韓国における自国の権益を治外法権、関税、鉱山利権、教育(宣教師)事業の四つに分類しながら、教育(宣教師)事業に関しては、日本の韓国併合による影響はうけないとした。¹²⁾

しかし、日本が韓国併合後に朝鮮において行なった「武断統治」は、朝鮮在住米国人宣教師を否認なくまきこむことになった。一九一一年に「発覚」した寺内正毅朝鮮総督暗殺未遂事件(「一〇五人事件」、「朝鮮陰謀事件」)においては、七〇〇人あまりの朝鮮人キリスト教(主に、プロテスタント長老教)信者たちが逮捕・拘禁されたが、日本当局は、彼らの背後に米国人宣教師がいるものと疑った一方、米国人宣教師および米国内国のキリスト教団体は、自分たちは無関係であること、日本当局が拘禁中の信者たちから自白を得るために拷問を行なっているものと疑った。結局、一九一五年の大正天皇の即位式による恩赦で最後まで拘束されていた六人も釈放されたが、両者の関係はぎくしゃくした。¹³⁾その後、一九一九年に三・一独立運動がキリスト教徒も加わる形で起こると、事前に朝鮮人キリスト教徒から知らされていなかった在朝米国人宣教師は驚く一方、日本当局は、運動の背景に米国人宣教師の教唆があったものと疑い、彼らに圧力を加えつつ、運動の武力鎮圧に乗り出した。その結果、同年四月に約三〇人の朝鮮人を教会に閉じ込めて火を放って焼死させた提岩里事件に象徴されるように運動の鎮圧は苛烈を極め、また運動への参加者を逃したとの嫌疑で平壤在住米国人宣教師のモーリー(E. M. Mowry)が当局に逮捕される一方、米国人宣教師および米国内国の宣教団体は、運動との無関係および運動の鎮圧における残酷な様相の展開に対して“‘No Neutrality For Brutality’”のスローガンで反発した。ただ、時の原敬首相は、日米関係を外交の基軸にして

おり、日米関係の悪化阻止のため事態の收拾・善処を米国政府、米国本国宣教団体、米国人宣教師に約束し、朝鮮総督の交代、朝鮮総督府の統治機構の一部手直しなどを行なったため、米国側も、日本の朝鮮統治それ自体には異議を唱えるつもりもなかったため、矛を収めた。⁴⁾

しかし、日米関係は、一九三一年九月に起こった満洲事変によって一九二〇年代半ばからの外相幣原喜重郎による「協調外交」が崩壊し、摩擦の度を加えるようになった。そのような状況の中、日米関係の維持にかつてほど気を使わなくなった日本当局は一九三五年以降、在朝米国人宣教師にも圧力を加えるようになり、それは、朝鮮において朝鮮人の臣民化を図る「皇民化政策」を展開する中で、次第に朝鮮人信徒および米国人宣教師が朝鮮各地に設置されつつあった神社への参拝を強要する動きへと収斂されていく。本稿においては、その経過および米国人宣教師が朝鮮を去るのを余儀なくされる結末を主に米国側の一次史料に依拠して追い、それがいかなる意味をもったのかについて考察を加えたい。⁵⁾

一、一九三五年の朝鮮総督府による全教育機関への神社参拝の通達と在朝米国人宣教師の反応

日本の朝鮮統治機関であった朝鮮総督府と在朝米国人宣教師のあいだの関係は一九三一年九月に勃発した満洲事変、翌一九三二年一月の時の国務長官スティムソン (Henry L. Stimson) が発した満洲 (現在の中国東北部) における事態を承認しない旨の対日通告 (スティムソン・ドクトリン)、同年三月の「満洲国」建国宣言、翌一九三三年三月の日本の国際連盟からの脱退通告、同年一月の日本牽制の意味合いももっていた米ソ修交などを経て、また日本が朝鮮を「大陸兵站基地」と定めて以降、摩擦の度を加えていくようになった。⁶⁾

そのような状況の中、一九三五年になると、日本当局は、在朝米国人宣教師に対して直接的な圧力を加えるようになった。日本の韓国併合から二五周年の記念式典が続いていた同年九月、ソウル（当時は京城府）にあったある女学校が朝鮮における神社の総本山であった朝鮮神宮および京城神社に行つて一〇月一日までにお辞儀をすること、朝鮮神宮が一九二五年一〇月一日にソウルの南山に設立されてからちょうど一〇周年の一〇月一日および一日に二つの男子学校がそこに行くことを命じられたのである。これは、キリスト教長老教経営の学校が神社参拝を命じられた初めてのことであったが、朝鮮中の官立のほほすべての学校がそれまでの二年間に毎月一日に参拝を命じられてきた一方で教会系の学校はそのような命令をうけてこなかった中でのことであった。そして、朝鮮においてローマ・カトリックやプロテスタント監理教がこのことを不満ながらも問題にはしない、つまり神社参拝を行うなうことで合意していた（ただ、個々の多くのローマ・カトリックの神父たちは、この決定に非常に不満で、ローマ法王に訴えていた）中でのことであったので、長老教のあいだには動揺が広がった。長老教側は、前年から日本の教会指導者たちと接触して、この問題について協議していたが、東京の青山学院や明治学院、神戸の関西学院などの学校および主要教会にいる宣教師たちは、神社参拝は単なる国家による儀式であつて、宗教的なものではなく、自分たちは神社に行くとして、とりあわなかつた。しかし、長老教側は、それには納得せず、日本当局が求める神社参拝が単なる儀式なのか、心の内面にまで入り込む宗教的なものなのかという問題は、その後も彼らがいかに対応しなければならぬのかということに関して深刻なものとなるにいたつた。

朝鮮内のキリスト教他宗派および日本内のキリスト教関係者からの以上のような反応をうけて、孤立感が深まるという状況の中、長老教は、新たな圧力をうけるにいたつた。ソウルにおいてのセプランス医学専門学校（現在の

延世大学の前身の一つ）や朝鮮基督教専門学校などの高等教育機関、また朝鮮内のすべての監理教系学校が加えられる圧力の中、学校全体で神社に行き参拝を行なうにいたった中、キリスト教がもっとも盛んに普及しており、信者数も最多で「東洋のエルサレム」ともよばれた平壤（府）では、長老教系の宣教師および学校は、そのような圧力に抗して、神社参拝を行なわなかった。そこに、例外は認めず、また平壤（の宣教師や学校）を従わせれば、神社参拝問題がスムーズに解決すると考えた日本当局、具体的には平壤が位置する平安南道当局が、圧力を加えてきた。一九三五年四月一日に平安南道知事に新たに任命された安武直夫は知事に就任後、しばらくは様子をうかがっており、その間に在平壤キリスト教学校は、平壤府長が執り行なう純然たる愛国的儀式に参加することで、前述の「九月の危機」および「一〇月の危機」を切り抜けてきた。そして、全学校の校長たちによる年次会合が同年一月一三日に終わったが、そこで各校長たちは、各学校に置かれることになる神棚を前にして（非宗教的な）儀式を執り行なうよう指示されていた。しかし、翌一月一日、キリスト教系のすべての中学校の校長たちがその日の午前九時に集まるように道当局から指示を受け、集まった校長たちの前に安武および副知事がやって来る前に道学務課の当局者（筆頭検査官）が校長たちの集まる道の会議室にやってきて、車を待たせていること、安武は儀式とともに会議を開くために平壤神社に校長たち全員を連れていくために車の外で待っている旨を告げた。それをうけて、三人の外国人校長と三人の朝鮮人アシスタントは行くことを拒んで部屋に残った一方、三人の外国人校長は同行し、校長たちのあいだの対応が分かれてしまった。三人が同行した後、道学務課の当局者が部屋に戻り、神社にいっしょに行ったほうがいい、校長たちが行けないなら朝鮮人アシスタントを代理として行かせるのもいい、と残っている校長たちに告げた。しかし、校長たちは、弁明を求め、自分たちは過去、神社に行くことを求められた

ことはなかったこと、朝鮮人アシスタントは校長ではないので彼らを送るわけにもいかないことなどを告げた。すると、当局者は部屋から去り、行くことに応じた校長たちを車で神社まで連れていったが、神社において校長たちはお辞儀をさせられ、安武が中学校校長の会議の開催を神社に祭られている精霊に対して告げた。神社に行かなかった校長の一人で崇実専門学校校長のマッキューン (George Shannon McCune、朝鮮名は、尹山温) は、一行が去ったすぐにタクシーを呼んで、宣教施設に向かったあと、そこにいた米国人女性を平壤駅まで乗せて、そこで降ろしたが、途中の車内で重大な事態が自分たちに迫っていること、安武は今回の事件を見逃すかもしれないが、そうでないかもしれないことなどを語った。そして、道の会議室に戻ると、神社に行った校長たちおよびほかに行かなかった校長たちが着席していたが、そこに件の道学務課の当局者がやって来て、安武が神社に行かなかった五人に自分の事務所に来よう命じたと五人に語った。五人は向かって、いままででもっとも困難な試練に直面していることを悟ったが、マッキューンは、神が自分のそばにいと信じており、心の平静を保っていた。五人が安武の事務所に入ると、安武は、彼らがほかの校長たちとともに神社参拝を行なわなかったことに驚いたこと、平壤神社は天照大神および明治天皇の魂が宿っている場所であること、この神社に行かない学校には(大日本) 帝国内において占める場所はないこと、行くことを拒む校長にはその地位に留まる資格がないことなどを彼らに対して告げた。神社に行かなかったマッキューンは、神社に行かなければ校長の地位の剥奪および学校の閉鎖につながると考えたが、そこに安武は、かなりの力をもって、なぜ神社に行かないのかという理由を明らかにすること、校長として愛国的行為をすることをしようとしないうその理由がもっとも重要であると告げた。このことを耳にしたマッキューンは、神に感謝しつつ、神社における精霊についてこれほど明白な公的表明を耳にしたことはなかったこと、当局者たち

は神社に精霊がいるのかどうかについて口にしてこなかったこと、彼らは国家神道は宗教的なものではなく、愛国的なものにすぎないと常に口にしてきたが、多くの日本人キリスト教徒およびすべての朝鮮人キリスト教徒はそれは宗教的なものだとしてきたこと、実際に（お供えのための）食べ物準備、精霊の呼戻し、精霊へのお辞儀、精霊の送返しなどの諸儀式は宗教的なものにほかならないことなどを感じていた。そこに、安武が再度の機会を与えること、五人を連れていくべく車が外で待機していること、件の第一監督官といっしょに行き、神社でお辞儀するよう命じることを五人に伝えたが、五人は、いずれも拒否した。ただ、マッキューンは、安武に対して、平壤には一六、〇〇〇人、全朝鮮には四〇〇、〇〇〇人のキリスト教徒がいるが、彼らのことを考えると、自分が教えてきたことすべてがその日にうけた（神社行きの）命令とは正反対であるため、従えないこと、それでもこれほど重大な事項に関してさらなる議論・熟考を行ないたいので、そのための猶予をほしいことを要請した。その際、マッキューンは、自分は神の腕にいだかれていて強くかつ深く感じていた。その要請をうけた安武は、猶予を保証するが、それほど長くはないと告げた。これをうけて、マッキューンをはじめとした五人は、校長会議に赴いたが、そこで安武が、開会の辞を述べていた。安武は、開会の辞を述べる前に、五人が神社参拝に行くことを拒否し、会議の開催に際してきわめて重大な事態を引き起こしたと、自分はきょうのところは最終的行動を遅らせると五人に告げたが、事は急を要することを語った。そのため、部屋にいた全員が、五人のことを犯罪者であるかのごとく見つけた。ただ、五人は、自分たちは神の指示のもとにあるという意識が明確であったので、誰が自分たちのことをどう思おうと気にはしなかった。二日間続いた会議において、学校が神社に行くべきという安武による彼らに対する指示に対して非常な強調がなされた。そして、このこと以上に、各教師は、自分の住まいに神棚を置くこと、そし

てそうすることによって生徒および地域社会の模範になることが求められた。マッキューンはその後、ソウルの長老教執行委員会議長のホルドクロフト (Dr. J.G.Holdcroft) に電報を送ると、ホルドクロフトはほどなくして平壤に来て、事の顛末を吟味した。マッキューンは、この重大な事態がどのように取り上げられたのかを説明した安武宛ての書簡のコピーを添付した。これをうけて、長老教執行委員会が平壤で会合をもつために招集され、実際に一月二〇日に会合がもたれ、二二日まで続いたが、そこで安武宛てのマッキューンの書簡のコピーをソウルの朝鮮総督府に送付することを決定した。そして、ホルドクロフトともう一人が安武に面会すること、ほかの執行委員会のメンバーであったローデス (Harry A.Rhodes) およびソルトウ (T.S.Soltan) の二人がこの書簡を私的に朝鮮総督府に持っていくことが決定されたが、後者は、控えるように忠告されて、結局、そのようにはしなかった。そして、マッキューンはそれ以来、実質的に警察による常時監視の対象となり、彼は何の理由もなく多くの揉め事を起こしているなどとする新聞もあった。それでも、教会全体が事態に対して覚醒し、朝鮮人キリスト教徒も統一するという状況にもなった。⁸⁾そして、同月二八日には、朝鮮総督府外事科の太田事務官がホルドクロフトに電話をして、自分が平壤に行つて当局者および宣教師の双方と会つよう委託されたと言つた。翌日、ホルドクロフトと会つた太田は、朝鮮神宮が設立された一九二五年に各道知事に与えられた指示、すなわちその地域の神社において神式にのつとつた儀式を行なうのを各管轄地域において周知徹底させることをホルドクロフトに示した。それをうけたホルドクロフトは、公式な見解は曖昧ではあるものの、儀式は実際には祖先崇拜であるという強い印象をつくりだしていると考えた。また、太田は、朝鮮総督府はこの問題に関してさらに熟考する時間を与えるつもりはないこと、いかなる学校であれ関係するという前提の下にこのことを取り上げるのは望むが、長老教執行委員会や伝道団全体

と交渉するつもりはないことなどをホルドクロフトに示唆した。それに対して、ホルドクロフトは、朝鮮総督府がこのことを強行しようとするなら、朝鮮において重大な結果につながることをなると伝えようと試みたが、太田は、そのようなことを耳にしたくはないようであった。ただ、ホルドクロフトは、もし朝鮮総督府がこのことを強行するならば、監獄はキリスト教徒でいっぱいになり、流血の事態となるかもしれないというのは確かであること、実際、当局者たちはこのことを恐れているが、というのは日本の大衆心理は興奮し、「愛国団体」がすでに抗議を行っており、全員に参加を強制させ神社に対してお辞儀させようというこの動きの後ろに疑いなくいる軍部もこの流れを止めようとしないうことなどを考えた。⁽⁸⁾

以上のような状況をうけて、朝鮮総督府学務局長の大野謙一は一月末、神社参拝は国家的儀式であり、宗教的儀式ではないこと、なので神社参拝を拒否するということは国家儀式に参拝しないということにつながり、その結果として在朝キリスト教宣教師が経営する学校が廃止され、宣教師が帰国しても当局としてはいかんともしがたいことなどを口にした。さらに、平安南道学務課は、二月四日の第二皇子（一月二八日に誕生した昭和天皇の第六子で、現天皇の弟に当たる常陸宮正仁親王）の命名式に各学校は神社に参拝するようにという通牒を発し、さらに前日の二月三日、朝鮮総督府学務局は、平壤のある専門学校校長宛てに神社参拝を強制はしないが、学校において慎重に奉祝式を挙行するようにという電報を送付した。以上のような当局側からの圧力もあって、平壤にある長老教系のキリスト教学校は二月四日、その内の男子校は校内においての式の挙行、神社前までの行進、神社前での東方遥拝、神社での参拝はしないままの学校への帰校、一方の女子校は校内での式の挙行、旗行列への参加、やはり神社への参拝はしないままの帰校を行なった。ここに、朝鮮におけるキリスト教に神社参拝をさせる大

きな動きへとつながることになった。¹⁰⁾

その後、平壤警察署高等係は一二月五日、平壤の長老教系学校の神社参拝問題に関して協議をするために一三日に向けて長老教会議をもつための準備をしているところ、長老教関係者に対して会議の禁止を命じたという報道がなされた。その背景としては、会議が開催されれば、神社参拝の拒否が決議されることは明らかであり、そうなればその影響は朝鮮全体に及びかねないと日本当局側が懸念したためということであった。¹¹⁾ そのような状況の中、ソウルから崇実専門学校の設立者で宣教師のモフェット (Samuel A. Moffett 朝鮮名は、馬布三悦) が四日、平壤入りし、七日までホルドクロフトと事態について会談したが、翌五日には安武は、二人に二〇日が神社参拝に関する長老教側の回答期限であることを通告してきた。ただ、一方で、二人は同日、安武、あるいはより正確には平安南道学務課が崇実専門学校に第二皇子の命名がなされるこの日に神社で行なわれる儀式においてお辞儀をすること、を控えることを許したということを知り、またほかのすべての学校は神社に行き、それにお辞儀をして、そのあとに皇居に向かってお辞儀・万歳三唱 (東方遥拝) をするように命じられていたことも知り、事態が錯綜していると感ずるにいたった。そこで、ホルドクロフト、マッキューン、ローデスの三人は七日、太田に会う約束をして、神社参拝に関する結論を出す日時を延長するのを認めるか否か、神社参拝ではなく東方遥拝をすることを認めるか否か、学務局長と面会できるか否かの三点を太田に尋ねたが、太田の返事は、最初の二つは「No」、最後の質問に関しては九日午前に学務局長は面会の用意ありと回答した。それをうけて、ホルドクロフト、ローデス、マッキューンほか二人の計五人は九日、朝鮮総督府学務局に赴き、学務局長の渡辺農日子および太田と会見した。宣教師側のスポークスマン役のホルドクロフトが口火を切って、自分たちはソウルの学校が一〇月に朝鮮神宮でお辞儀をする

のを認めたこと、しかしマッキューンが平壤においてソウルとは異なる姿勢をとったのを自分たちは支持したことで長老教は首尾一貫していないと渡辺や太田は考えるかもしれないが、それはそうではないこと、なぜなら自分たちはソウルの学校が朝鮮神宮に行くのに抗議し、朝鮮総督府学務局に対してソウルの学校の朝鮮神宮行きは問題の解決にはつながっておらず、自分たちは問題全体を取り上げて自分たちの学校すべてという基盤においてこの問題を解決させるのを望んでいること、そして渡辺や太田が自分たちが認めたソウルの学校のケースのように自分たち（の学校）に神社に行くのを求めるようなことは一九三六年秋までではないなどと渡辺と太田に告げた。それに対して、渡辺は、長老教側の方針は首尾一貫していたという事実を認めながらも、長老教側が会合を繰り返しながらも総督府の見解にまでいたらなかったのは残念至極であること、すべての宗派の中で長老教は朝鮮総督府の見解に反対し、抗議まで行なっている唯一の宗派であるというあらかじめ準備していた声明文を読み上げた。それに対して、ホルドクロフトは、ほかの宗派に属する自分たちの友人の何人かはたとえ一見してこの問題を解決したとしても、内面の葛藤をかかえていること、ローマ（・カトリック）教会の決定は一時的なものに過ぎず、ローマ法王に対してなされた（事態を訴える）請願をうけてのヴァチカンの決定にかかっていると渡辺に伝えた。そして、ホルドクロフトは、平壤において四日に実質的に許されたように、キリスト教学校が神社に対してではなく天皇に対してお辞儀をすることを認めることでこの問題の解決を図れないか否かを尋ねたが、形式はあらかじめ決まっており、お辞儀は神社に対してなされなければならず、そうでないならばそのことは不敬のしるしであるとして、返事は「不」であった。結論を出すまでの時期の延長問題に関しては、平安南道においては安武が二月二〇日という期限を出したので、その延長は認められないとされた。そこで、ホルドクロフトは、このことは決定するまでに長老教

総会などの機関を経なければならぬのにそれらを抜きにしているため、非常な問題を引き起こしていることを渡辺に告げたが、この点は、まったく無視された格好となった。ホルドクロフトはまた、神社参拝問題は長老教系の学校および長老教の教育システム全体に関わる問題であり、(神社で)お辞儀することを朝鮮総督府が主張することは長老教がこのような状況のもとで教育事業を行ないうるのか否かという問題を引き起こしていると語った。これに対して、太田は、特に非常な反対を挙げ、もちろんそうではないのであろうが、長老教側の反応はあまりに脅迫めいたものであると告げた。その際、渡辺はやりとりを把握しているはずであるのに、ほとんど口をはさまなかったが、渡辺と太田がこのことをまともなうけとらうとしなかったのは明白であった。続けて、ホルドクロフトは、朝鮮総督府学務局が試みようとしているように宗教と教育のあいだの区別をする可能性の問題を提起したが、渡辺と太田は、もちろん誰であっても宗教上の完全な自由が保障されていること、しかし神社参拝は教育に関する事項であり、何であれ教師や生徒が求められているのは宗教とは無関係であると回答した。この点に関して、ホルドクロフトは、そのような区別は実際にはできないこと、なぜなら宗教上の自由の保障はすべての個人に対する保障であること、もし学校内において教師であれ生徒であれ個人が自分が実行するのを求められている行為が自分に保障されている宗教上の権利の侵害であると信じるなら、そのようなことを実行するのを強制されるべきではないというのが宗教上の自由という本質そのものであること、それゆえ宗教上の問題および教育上の問題のいずれもが、個人の意識の中で融合しており、両者は分けられないと語った。このことに対する渡辺や太田による唯一の返事は、個人が宗教上の自由を有するのはもちろんのことであるが、もし生徒であるなら放校されるであろうし、教師であるなら教育上の資格が剥奪されるであろうというものであった。ホルドクロフトは、いかなる罰則も加えられないべ

きではないというのが真の意味の宗教上の自由の本質そのものであると主張したが、渡辺や太田は、その主張に屈しはしなかった。長老教の五人は、神社において「精霊」が存在するかどうかという問題に話題を移したが、太田は、神社には「精霊」はいないという表明を五人が求めていることに再度、反対した。そして、渡辺は、長老教は自らの責任においてその学校の生徒に対して神社には「精霊」はいないと教示しうること、神社での諸儀式は純然たる愛国的なもので、宗教的なものではないと生徒に告げうること、そして長老教側が生徒に対してむしろそのように告げるべきであることを最終的に五人に語った。さらに、渡辺は、究極の譲歩として、長老教はその教会内の文書において儀式においては宗教的重要性はないという表明を活字にしさえもできること、キリスト教徒は唯一神を崇拜し、それゆえもしお辞儀をする場合でも崇拜としてではなく敬意としてのものであること、ただし以上のような表明を活字にする場合は朝鮮総督府学務局に提出して許可を得るという要望をつけて以上のような許可を認可するだけであった。それに対して、長老教側は、もし朝鮮総督府が神社には精霊は存在しないという声明を出しうるならば、自分たちのとつての問題全体がちどころに解決すると渡辺たちに告げたが、渡辺たちは、そのようにすることに同意しようとはせず、朝鮮総督府が儀式には宗教的重要性はないと口にする時、精霊は存在しないと容易に推定されるべきであると語った。それでも、長老教側は、神社には精霊が存在すると信じている人たちのことを考えて渡辺たちは神社には精霊は存在しないとは明言できないという立場は理解しつつも、渡辺たちがどのように言おうと、神社における諸儀式を見れば、宗教的要素が存在するのは明らかであると考えた。それでも、長老教側は、朝鮮総督府学務局の立場からすればかなりの譲歩を許可したことを除けばこの会談においては何も得られなかったと考えた。¹²⁾

長老教側と朝鮮総督府のあいだのこの会談において、長老教側は、神社参拝問題に関して一定の譲歩を朝鮮総督府側から引き出すという格好になったが、その後の流れは、日本当局側の「巻返し」もあって、長老教側にとって是不利なものとなった。

会談が行なわれ、終了した一二月九日の午後、長老教執行委員会は会合をもち、神社参拝問題に関してあらゆる面から徹底的に議論したが、その結果、もし安武を神社には精霊は存在するという彼の声明を引っ込めるように仕向けられるなら、長老教系の学校をいやいやながらも（神社参拝に）行かせられるような計画を考案することになった。その計画の考案には数日間かかったが、それには現下の状況下におけるマッキューンの（神社参拝には絶対に応じられないという）立場の承認、学校による種の抗議、大日本帝国憲法によって保証されている宗教上の自由についてのアピールなどをふくんでいた。そのような作業を進める中、平壤から宣教師のロバーツ (D. F. S. L. Roberts) が平壤の情報をもってソウル入りしたが、ホルドクロフトは、太田が長老教系の学校が前述した日本側の譲歩があっても神社に行かない確かな理由がないと平壤の宣教師を説得したということに言及した。しかし、ロバーツは、（平壤での）事態は完全に変わってしまったということを伝えた。ロバーツによると、平壤のキリスト教宣教師たちは立ち上がって、自分たちはたとえ神社に行かないことが投獄あるいは死をも意味しても行かないと一人のこらず警察署に通告していること、さらに彼らは神社に行った長老教系学校を反対方向に仕向けるための手筈をとり始めたこと、また平壤北方の安州の長老会は信徒たちが神社に行くのを禁止した決議を採択し、朝鮮半島中西部に位置する黄海道長老会も同様の動きをみせていること、平壤の長老会は一二月一五日に会合をもつために呼出しをかけられているが、警察が長老会の中の中間派にその指示を取り消すように説得していること、平壤全体

および朝鮮中が興奮していることなどを告げた。このことを耳にしたソウルのホルドクロフトたちは、自分たちが練った前述の暫定的計画を持たせて平壤の長老会に見せるためにロバーツを平壤に帰す一方、このことをソウルの長老会にも報告した。ホルドクロフトたちは、ソウルと平壤の両長老会に対して、自分たちの前には三つの可能性、つまりいやいやながらも神社に行く、困難かもしれないが時間を稼いで（日本当局と）交渉する、即座に拒否して、日本当局とまっしぐらの対決に進む、ということがあるようであると語った。以上挙げたような会合のどれも、雰囲気を変えることはできず、平壤ではいかなる状況でも誰もが神社に行くことに反対しており、神社に行く宣教師がいようものなら、その宣教師は、人びとのあいだでの精神的リーダーシップを喪失することになり、朝鮮総督府によって追放されるほうが立ち上がったキリスト教指導層によって朝鮮から追われるよりもましであるという状況になっていた。それでも、平壤側からは、ロバーツおよびブレア（Dr. W.N. Blair）の二人を翌一二日にホルドクロフトたちと相談させるためにソウルに送ること以外には何の行動もとられなかった。一方、ソウル側では、神社参拝に関して意見の相違、すなわち平壤と同様に神社参拝は絶対に認められないという意見と学校を存続させるためにはいやいやながらも神社参拝に応じざるを得ないという意見であった。ただ、いずれにしても、長老教側は、問題をあらゆる面からどれだけ議論しても、歴史上彼らが直面してきたもつともむずかしい問題に對しているということはすべての者が承知していた。一二日になると、警察が厄介事を持ちこみ始め、長老教執行委員会が会うのを完全に禁止しようというところまで来た。ホルドクロフトたちは同日、ロバーツやブレアのみならず延禧専門学校（やはり現在の延世大学の前身の一つ）校長のアンダーウッド（Dr. Horace H. Underwood）や指導的立場の朝鮮人からも意見を聞いた。その結果、朝鮮人一人をふくむソウルの同僚たちは、神社に行くことができる、お

辞儀をするのは参加ではなく、漢字は朝鮮語と日本語においてある程度までは異なった意味を有していることなどを感じさせた。また、キリスト教指導者たちの多くが校舎あるいは校庭に神社をもち、その前でお辞儀をしなければならぬ官立学校に自分の子供を通わせるのを過去においても許し、現在においても許しているという事実は、朝鮮人キリスト教指導者の態度と矛盾するものとして解釈しうる事実を加えたとホルドクロフトには映った。ここに、長老教内部における「理想主義」と「現実主義」のあいだの食い違いが表われる格好となったが、このことはその後、神社参拝を進めたい日本当局側からすると、絶好の材料となることになる。¹³⁾

以上のような展開の中、神社参拝には反対という強硬な意見が圧倒的であった平壤においてはいかなる状況下でも宣教師が神社に行くことはできないと一二日には最終的にわかったので、ホルドクロフトたちは、マッキューンのみへの忠告の計画を採択することを決定した。その後は、忠告をうけとったマッキューンが安武に宛てて書簡を送ったこと、ホルドクロフトもマッキューンへの忠告に合わせる内容の書簡を安武に宛てて送る一方、朝鮮総督府事務局に宛てても執行委員会の活動のコピーを送ったこと、安武が神社には精霊が存在すると強い調子で口にし、それを何人もが聞いていること、朝鮮総督府側の役人たちが解決策を立てるために平壤に赴いたこと、ソウルでホルドクロフトと平壤から来たマッキューンが渡辺たちと会ったが、三人の探偵がその道すがら、二人を尾行したのと、朝鮮総督府の役人たちはマッキューンが皇室の祖先を祭る機関として神社に忠誠を誓うなどの提案を行なったが、平壤入りしていたホルドクロフトもふくめた人たちはそれらの提案を受け容れなかったこと、一九日には平壤でモフェット、ロバーツ、ブレアが安武と会見する一方で、ソウルでは同日、ホルドクロフト、マッキューン、ローデスが協議して、マッキューン以外の二人が朝鮮総督府の太田と会って、どうするつもりなのかを告げたが、太田

は長老教側の考えは安武が要求していることといくぶんは似ていること、太田はのちに掛けたホルドクロフトへの電話で長老教側の考えは十分に満足がいくものではないが、自分の個人的な忠告を中に入れるほうがいいと告げたことなどが続いた。そして、もしマッキューンが神社に行けないならば朝鮮総督府はマッキューンの資格を剥奪することになるので、マッキューンは校長の職を自ら辞任するほうがいいという示唆がなされ、マッキューンも若干の留保付きで同意した。さらに、ホルドクロフトは一九日、朝鮮総督府に呼ばれて、渡辺や太田と長い会談をもち、さまざまな提案がなされたが、マッキューンが朝鮮を去ることなく神社に行くのに同意しうるのがいいとホルドクロフトが渡辺たちに語り、渡辺たちも同意したこと、ホルドクロフトが長老教が教育事業を断念しなければならぬという問題になってきていると渡辺たちに告げたところ、渡辺は長老教が一校でも断念するのは望まないと語ったが、実際はホルドクロフトと同様に断念しなければならないということを知っており、ホルドクロフトは、もしそのようなことになる場合は、できる限り一般に迷惑をかけることなく長老教系の学校の設立許可状を断念したいと渡辺に語った。さらに、太田は、長老教側が示唆を出すのは初めは反対だったが、今回のものはいいものであると語った。そして、渡辺は、平壤において学校が神社に行く次の機会は何かを見つめるつもりであるとした。また、ホルドクロフトは、監理教やローマ・カトリックも当初の方針から変わり、神社参拝に対して否定的かつ強硬な姿勢へと転じつつあることを察知していたこと、駐ソウル米総領事のラングドン（W.R.Langdon）には事態の経過を知らせているが、ラングドンは事態をよく承知しているものの、駐日米大使館に事態を知らせる以外には目下のところは動いてはいけないこと、ラングドンは朝鮮総督府が結局はいくらか譲歩するかもしれないという確かな情報をホルドクロフトに知らせてきたが、ホルドクロフトは、宗教上の自由に対する言明はソウルにおいても東京

においてもなされてはこなかったとして、樂觀的観測を自ら戒めるにいたった¹⁴。そして、このことは、ほどなく現実のものになっていく。

以上のような状況の中、安州老会（老会は、教区に相当）は神社参拝拒否を決議し、傘下の学校にこのことを通知し、平壤老会も神社参拝問題について一二月三〇日に老会の開会を決めたが、警察が集会禁止令を出したため、中止せざるをえなくなった¹⁵。

そして、翌一九三六年になると、いよいよ日本当局が断固とした動きを見せるようになる。平安南道知事の安武は一月一六日、神社参拝問題における反対の最強硬派であったマッキューンに対して、マッキューンが校長を務める崇実専門学校が神社参拝に踏み切ること、そうでないならマッキューンが校長の座を辞することを求める書簡をマッキューンに送付した。それに対して、マッキューンは、個人として、また校長として天皇や皇室、皇族には自分自身も敬意を払っており、生徒にも敬意を払うよう指示したいこと、日本が大切にしている愛国心、忠誠、規律、統一という美德に対しても同様であること、神社参拝に關しても朝鮮総督府が教育的かつ愛国的なものと見なしているものであることは理解していること、しかしこれは誠実な宗教的信念を妥協させることなく神社参拝という行為を行ないうる前に個々人の良心が得心しなければならぬ事柄であり、朝鮮総督府の当局者がキリスト教徒の良心を攻撃するようなことを彼らに要求する意図はないと宣言したこと、しかし朝鮮総督府の声明は神社参拝をするという行為に対する自分の良心的反対を埋め合わせ、かつ取り除くことができていること、神社での儀式は明確に宗教的意味を有すると映り、精霊が神社で祭られていると多くの人たちが感じ、キリスト教徒は祖先崇拜は神に対する罪であると信じており、自分も聖書によってキリスト教徒には禁じられた行為であると信じていること、それゆ

え校長としての自分に要求された行為を遂行するのは個人として良心上からできないこと、校長職の辞任に關しても自分は前年の一二月二〇日、辞表を提出したが、何もやましいことはしていないという理由で認められなかったこと、それゆえ辞任にも応じられないことなどを謝過とともに記した書簡を安武宛てに送付した。¹⁶ また、マッキューンは一月一八日、モフエットとともに平安南道庁を訪れ、崇実専門学校として神社参拝はできない旨を安武に対して直接告げた。マッキューンによる以上のような事実上の「ゼロ回答」に対して、安武は即日、マッキューンの校長としての認可を取り消し、さらに朝鮮総督府学務局長の渡辺は一月二〇日、安武のとった措置を支持するとともに神社参拝の精神を教育関係者のみならず一般民衆に対しても徹底させるための警告を發した。¹⁷ さらに、スヌーク (Miss Velma L. Snook) が校長代理を務める平壤の崇義女学校も一月二一日、神社参拝はできないという旨の書簡を平安南道当局に送付してきた。それに対しても、安武は翌日、スヌークの校長代理としての認可を取り消すという挙に出た。¹⁸ これをうけて、崇実専門学校および崇義女学校は平安南道当局など各方面との折衝の結果、同年三月には崇実専門学校校長には外国人、新たに設けた「お目付役」の副校長には朝鮮人を任命し、崇義女学校校長にはとりあえず朝鮮人校長事務取扱を任命することを当局に申し出て、認可指令書が交付されることになり、崇実専門学校校長にはモーリー、副校長には李求勲が就任することになった。¹⁹

ここに、日本当局は、強制力をもって、朝鮮においてキリスト教がもっとも盛んであった平壤の学校を屈服させる格好となったが、このことは、いうまでもなく朝鮮におけるソウルをはじめとするほかの地域のキリスト教学校に対する一種の「見せしめ」を図る効果を狙ったものにほかならなかった。

その後、南長老教会の会合が一九三七年二月二四日に開催されたが、それをとりしきったフルトン (Dr. C.

Darby Fulton)による「フルトン声明」によって神社参拝を拒否する立場を明確にした。そのため、たとえば忠清北道の清州、全羅北道の全州・群山、全羅南道の光州・木浦などにおける南長老教会が管轄するキリスト教系学校が、神社参拝を行なわないということ、休校や廃校を命じられたりすることになった。⁽²⁰⁾

二、一九三八年の米本国よりのキリスト教学校閉鎖指示、

朝鮮における神社参拝決議と宣教師の「抵抗」

一九三七年七月には盧溝橋事件に端を発して、日中戦争が起こり、予想に反して長期化することになる。そして、日本当局は、朝鮮に兵站基地としての役割を期待したが、その目にはキリスト教徒は「時局に対して頗る冷淡」とか「銃後国民精神の結束を紊る」というような姿勢をとっていると映り、等閑に付することはできないと考えたため、翌一九三八年二月、キリスト教会を監視・弾圧する具体的方策をまとめたが、具体的には時局認識の徹底のためにキリスト教の座談会を開催する、時局認識の徹底のために教会での国旗掲揚・敬礼、東方遥拝、神社参拝、西暦の不使用、賛美歌や祈祷文、説教の中で不穏なものへの検閲、指導に応じない教徒への合法的措置、国体に適合するキリスト教の新建設運動の中で見込みがありそうなものには積極的に援助するという六つの項目を遵守させるとした。⁽²¹⁾

そのような状況の中、日本当局は、一九三七年の終わりごろから翌一九三八年初めに入って、平壤においては警察が長老教系教会や学校のいくつかが神社参拝を行なわないのみならず、重大事件（朝鮮独立運動のことか）にも関与している疑いがあるとして、宣教師、教員、信徒、生徒などの大検挙に乗り出した。⁽²²⁾ このことは、朝鮮におけ

る長老教をはじめとするキリスト教に対して少なからぬ動揺・波紋をもたらした。

以上のような状況をうけて、圧力をうけ続けてきた平壤のキリスト教系学校は同年三月、学校の閉鎖を決定した。ただ、平壤在住のある米国人宣教師は、悲劇的なことではあるとしながらも、現状という観点からみると、不可避免であること、大きな興奮と紛糾を呼び起こすことなく、事業を断念するのを望むことなどを書簡において記した。⁽²³⁾

そして、ニューヨークの長老教対外宣教評議会は同年五月一七日、朝鮮における長老教系の学校を閉鎖することを在朝米国人宣教師に対して指示した。⁽²⁴⁾ もちろん、宣教師や生徒など学校関係者の安全を確保するためのやむをえない措置であったと思われる。そして、その知らせをうけたホルドクロフトは、深い安堵の念を覚えるのと同時に、神がこのような決定へと導いてくれたためでもあること、朝鮮総督府の要求下で学校が存続するのはむしろ望ましいことなどを記した書簡を米本国宛てに送付した。⁽²⁵⁾

以上のような状況をうけて、北長老教会は同年六月二〇日から二九日、年次総会を開き、管轄する平壤、平安北道の宣川・江界、ソウル、慶尚北道の大邱などにある各学校における投票の結果をうけて、それら翌一九三九年春から一九四〇年にかけてそれらの経営から手を引く旨の決定を行なった。それらの学校の中には、セブランス医学専門学校、朝鮮基督教専門学校などもふくまれていた。⁽²⁶⁾

その後、一九三八年九月に長老派による総会が開催されるが、それまでに朝鮮全土における二三のキリスト教教会（教区）のうち、一七が神社参拝を決議するにいたり、それらの老会は、神社は宗教ではなく、したがってキリスト教の教理に反しないこと、神社参拝は愛国的国家儀式であるため、それを率先励行して、（日中戦争開始後に日本で近衛文相内閣のもとで展開された）国民精神総動員運動に進んで参加することなどを記した声明書を発表した。⁽²⁷⁾

その後は、多くの長老教会および宣教師たちは、神社参拝をとにかくも行なう者、朝鮮における宣教活動から手を引こうとする者、個人の資格で伝道する者、神社参拝にはあくまで応じず、宣教活動を続けようとする者とさまざまであったが、伝道・宣教を行なおうとする者に対しては、日本当局からの圧力がいっそう加えられることになった。⁽²⁸⁾

そして、一九三九年の半ば頃になると、教会における外国人宣教師の存在はきわめて希薄になり、日本当局が進めたせいもあってか、教会の運営に神社参拝を躊躇しない朝鮮人教徒が代わって執り行うようになった。⁽²⁹⁾

そのような中、何度か逮捕されて、この年二月に釈放された際に現実に対する苦悩およびそれをふまえての五つの祈願を筆にした朱基徹が牧師を務める平壤の山亭峴教会は前年からの神社参拝命令に応じてこなかったが、朱基徹が留守のあいだは、米国人宣教師のベルンハイセル (Charles F. Bernheisel) 朝鮮名は、片夏島⁽³⁰⁾ が支えてきて、神社参拝にはあくまで反対の立場を保ってきていた。朱基徹が復帰しても同様だったため、警察が介入しようとし、それに対して教会側は内部で神社参拝の賛否を問うという理由で時間をかせいだが、結局は同年一二月、警察の介入による朱基徹の解任という形で決着させたのである。⁽³¹⁾

三、一九四〇年からの米国人宣教師の朝鮮よりの撤収と日米開戦

一九四〇年になると、ナチス・ドイツの電撃戦によるヨーロッパの席卷、九月には米国を主たる対象とするような日独伊三国同盟が成立したことなどによって、日米関係もいっそう緊迫するようになり、そのような情勢をうけて、在朝米国人をめぐる状況もいっそう悪化していく。

そのような中、駐ソウル米国総領事館は同年一〇月、宣教師たちに対して朝鮮からの完全な撤退を促した。³²

そして、平壤の外国人学校が同年一二月四日、閉鎖することになった。³³

さらに、それから一〇日あまり後の同月一六日、国務省が派遣した米艦マリポサ (Mariposa) 号が、仁川港から多くが宣教師およびその家族からなる約二〇〇人の乗客を乗せて出航した。³⁴

翌年一九四一年になると、状況はさらに緊迫するものとなり、そのような中、ロウエ (Dr. D.S.Lowe) およびデカンブ (Rev. E.O.DeCamp) という二人の宣教師が同年二月二五日、長老教宣教会所有の召使の宿所から神棚を移動させたという嫌疑で逮捕され、のちに懲役一〇か月の刑が言い渡された。³⁵

さらに、キリストを「王の中の王」と言及した嫌疑で同月、長老教宣教会内の一人の女性、四人の男性が逮捕され、彼らは結局、朝鮮を去ることを要求された。³⁶

以上のように、在朝米国人宣教師の中で逮捕される者も出るという状況の中、まずは国務省極東部長のハミルトン (Maxwell McLaughly Hamilton) は一九四一年六月一日、駐米日本公使の若杉要と会見した際、朝鮮において逮捕・投獄された米国人たちに対するいっそうの自由な待遇、彼らが罪に問われている罪状は米国西海岸においてスパイ活動をしていたとして検挙された海軍少佐の立花止のケースほどものではないことを指摘・要望した。³⁷ 米国本国での以上のような動きをうけて、駐日米国大使のグルー (Joseph Grew) は同月二六日とその翌日の二回、国務長官のハル (Cordell Hull) に宛てて、外相の松岡洋右は同月二四日、五月に逮捕された在朝米国人宣教師に関して、東京にいた朝鮮総督の南次郎と協議し、「政治的基盤」に基づいてこの事案の解決が望ましいと促したこと、外務省は、立花にも相応の待遇が与えられ、かつ逮捕された宣教師は朝鮮から追放されるという条件で彼

らの逮捕を解決すると朝鮮総督府が知らせてきたことなどを報告した⁽³⁸⁾。さらに、グルーは翌月、駐ソウル米國総領事が受け取り、グルー宛てに送った在朝米國人宣教師が署名した誓約文の日本語文を松岡に見せたこと、松岡がそれは無益であるとして、原文を渡すよう求めた(松岡は、それをすぐに南に送付するつもりであった)ことなどをハルに宛てて報告した⁽³⁹⁾。そして、グルーは同月、外務省の人間が駐日米國大使館のスタッフに対して宣教師の中で一人でも朝鮮を去ることを拒む者がいる場合は司法手続きが進められ法に従った判決がなされること、その場合は温情的なものほとんど期待できないことなどを知らせてきたとハルに報告した⁽⁴⁰⁾。それらの報告をうけて、國務次官のウェルズ (Sumner Welles) は、グルーに送付した書簡の中で、在朝米國人宣教師に関して、日本政府はどのような行為が相互の善意を構成するのかをよく承知せざるをえないこと、もし日本政府がそうした相互的行動をとると決めるならば、日米関係の記録にそのような行動がとられたという(プラスとなる)事実が記されることになる一方、日本政府がそのような行動をとらないと決めるならば、その事実(マイナスの形で)記録の上に明白に残ることになることなどを記した⁽⁴¹⁾。ウェルズとしてはこの時期、日米交渉もうまくいかず、ほどなく日本による南部仏印進駐、それに対する米國による対日経済制裁の発動という展開になり、日米開戦もいつ起こるかもしれないという状況になったため、日米開戦からいつかは終わる戦争後の日米関係のことを考えた上での記述であったと思われる、一方でこの問題において米國政府がイニシヤチブをとってできることはほとんどないことを明らかにした記述でもあった。

その後、日米交渉も膠着状態になり、奏功しないのが明らかな状況になると、在朝米國人宣教師たちの中から朝鮮を離れて、当時はまだ米國の統治下にあったフィリピンに行き、フィリピンの長老教宣教会の管轄に入る者も多

数出た。⁽⁴⁾

そして、結局は同年二月八日、日本による真珠湾攻撃によって、日米開戦となったが、まだ朝鮮に残っていた長老会の二二人が日本当局によって抑留され、数人は、短期間ではあったものの、獄中におかれることになり、結局は翌一九四二年、全員が朝鮮から退去することを余儀なくされた。ここに一九世紀以来、朝鮮（韓国）において近代化に貢献し、政治的にも無視しえない影響を及ぼした在朝米国人宣教師の存在はいったん、終止符を打ったのであった。⁽⁵⁾

四、結論

日本は満洲事変以降、朝鮮統治をそれまでの「文化政治」から「大陸兵站基地」として利用するためのものに改め、そのことは日中戦争の勃発以降、いっそう強まった。そのような状況の中で、米国との関係も摩擦の度を次第に強めていくが、日本本国でも戦時色が強まり、各種の統制がなされていく中、一九一〇年の韓国併合以降、その日本の統治下におかれて四半世紀になっていた朝鮮の場合、締め付けがさらに強化されていくのは、自然といえば自然であった。

在朝米国人宣教師の場合、一九世紀以来の朝鮮（韓国）における各種の近代化に彼らが果たした役割は非常に大きなものであったことは、いうまでもない。ただ、日本は、彼らによる朝鮮の近代化というものをそもそも望んではいなかったし、一九一〇年の韓国併合以来、「一〇五人事件」や三・一独立運動の時のように教会や学校、病院といったキリスト教の各種施設が朝鮮独立運動の担い手とみられた朝鮮人の「隠れ家」的役割を望むと望まざると

にかかわらず果たすことになったため、また在朝米国人宣教師も朝鮮人独立運動家たちを後押ししないし扇動する存在であると見なしたため、内心では好ましくはない存在であると考えた。それでも、日本当局がそれら施設および彼ら宣教師に対して根本的に手をつけなかったのは、いうまでもなく国際社会においてますます存在感を増していた米国との関係を悪化させたくはないし、日米関係の悪化は日本にとってマイナスになるというそれなりに妥当な判断があったためである。しかし、そのような判断は、一九三〇年代に入って日本が軍国主義化を強めていき、外交的にも国際社会からの孤立化の道、防共協定や三国同盟の締結でナチス・ドイツやファシスト・イタリアとの提携を強化して枢軸国化の道を選ぶことによって、消えていくことになり、逆に在朝米国人宣教師および彼らによるキリスト教各種施設に対して日本当局が本来もっていた悪感情が前面に表われることになり、彼らおよびそれらに対する締め付けが強化されていったのは、日米関係の悪化とともに、自然な成行きではあった。そのような状況を前にしては、駐ソウル米総領事館および駐日米大使館、さらに米本国の國務省などの外交チャネルも、状況の緩和ないし解決にはほとんど役に立たず、宣教師たちの朝鮮における事業の清算および彼らの朝鮮からのスムーズな撤退を促すほかにはできないことはほとんどなかった。

宣教師たちは、キリストを信仰しながら天照大神や明治天皇などを祭っている国家神道による神社には参拝できないという宗教上の理由を挙げて、日本当局側からの圧力および「国家神道は宗教ではなく、神社参拝をしてもキリスト教信仰には何の問題もないはず」という一種の懐柔策をかわそうとした。しかし、朝鮮総督府や平安南道をはじめとする日本当局は、神社参拝をかわそうという宣教師側のそのような理由付けを認めず、「皇民化政策」を推し進める日本の朝鮮統治において有害な存在でしかないとの判断のもと、学校の校長職の解任や廃校などさまざま

まな締め付けを加え、日米関係が一九四〇年以降になってさらに悪化するようになったのをうけ、宣教師たちを事実上の追放処分に処する。宣教師たちも、身の危険を感じて、朝鮮から離れて、主に当時米国の統治下にあったフィリピンに逃れる格好となる。しかし、日米開戦後の緒戦における日本軍の進撃をうけ、フィリピンは日本軍に占領され、彼らは、そこから逃れるか隠れざるをえなくなる。その意味では、世俗からの乖離が本質的な根源であった宣教師も、戦争への足音の高まりと戦争への突入という究極の現実の展開からは逃れられなかった。そして、一九四五年に日本が戦争に敗北して、朝鮮がその統治から解放されたのをうけて、米国人宣教師たちが米軍による軍政が敷かれた南朝鮮に戻ることになるのも、また自然かつ当然のことであったといいいであらう。

注

(1) 長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国—韓国保護国化と米国』（未来社、一九九二年）の第一章を参照。

(2) Memorandum by Ransford S. Miller, June 23, 1910, 895.00/475, *Records of the Department of State Relating to Internal Affairs of Korea, 1910-1929*, Microcopies, (National Archives, Washington, 1962), No. 426, Reel 1.

(3) 長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係—朝鮮独立運動とアメリカ一九一〇—一九三二』（平凡社、二〇〇

五年）の第二章を参照。

(4) 同右、第七章および第一〇章を参照。

(5) 先行研究としては、たとえば李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代—ミッションスクールの生成と植民地下の葛藤』（社会評論社、二〇〇六年）の第八章および結章、閔庚培『韓国基督教会史—韓国民族教会形成過程史』（延世大学校出版部、ソウル、二〇〇七年）の第三編一一一、韓守信『満州事変以降の半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策—非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して』、『基督教研究』六九巻一号（同志社大学神学部基督教研究会、二〇〇七年）一五—三七頁を参照。

- (9) Harry A. Rhodes and Archibald Campbell eds, *History of the Korean Mission—Presbyterian Church in the U.S.A.*, Volume II, 1935-1959 (Commission on Ecumenical Mission and Relations, The United Presbyterian Church in the U.S.A., 1964), pp.1-7.
- (7) 'Note on the Shrine Problem' by T. S. Soltan, September 6, 1935, Presbyterian Church in the U.S.A., Department of History and Records Management Services ed., *Board of Foreign Missions—Korea Mission Educational and Medical Work, 1903-1957*, Microfilm (Scholarly Resources, Wilmington, Delaware, 1999), Series III, Reel 3 (以下 *BFM—KMEMW, 1903-1957* ヲ略記).
- (8) George Shannon McCune to Cleland B. McAfee, December 20, 1935, *ibid.* 富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料 Ⅱ』(新教出版社、一九五五年)ノ四六三—四六六頁。
- (9) J. G. Holdcroft to McAfee, November 25, 1935 and a letter of Holdcroft written on November 30, 1935, *ibid.*
- (10) 富坂キリスト教センター編前掲書、四六七—四六八頁。
- (11) 同右、四六八頁。
- (12) Holdcroft to McAfee, December 17, 1935, *BFM—KMEMW, 1903-1957*, Series III, Reel 3.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) 富坂キリスト教センター編前掲書、四七三—四七七頁。
- (16) McCune to Yasutake, January Date Unknown, 1936, *BFM—KMEMW, 1903-1957*, Series III, Reel 3.
- (17) 富坂キリスト教センター編前掲書、四八二—四八六頁。
- (18) 同右、四八七、四八九頁。
- (19) 同右、四九〇—四九一頁。
- (20) 同右、四三五、四九四、四九五、五〇一、五〇五頁。ただ、"What's interesting the Korean Church?" in *The Korea Mission Field*, April, 1937 (The Christian Literature Society of Korea, Seoul), p.87 に於て、フルトンが会合をとりしきったこと、宣教会の管理下に於る学校はこれ以降、すべて存続しない、春学期の始まりには新生徒の入学は認めない、在学中の生徒は春学期中は勉学を認めるなどとしており、神社参拝のことについての記述がない。
- (21) 同右、五七五—五七六頁。

- (22) 同右、五三九—五四〇頁。
- (23) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.11, 411. Marion E. Hartrius to Charles T. Leber, March 3, 1938, Presbyterian Church in the U.S.A., Department of History and Records Management Services ed., *Board of Foreign Missions—Korea Missionary Personal Correspondence, 1909-1954*, Microfilm (Scholarly Resources, Wilmington, Delaware, 1999), Series IV, Reel 4 (ㄴㄷㄴ BFM—KMMP, 1909-1954 ㄴㄷㄴ盤記)。
- (24) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.15, 411.
- (25) Holdcroft to Leber, May 20, 1938, BFM—KMMP, 1909-1954, Series IV, Reel 3.
- (26) 富坂キリスト教センター編前掲書、五三三—五三三頁。Herbert E. Blair, "Present Conditions in Korea", July 30, 1938, *ibid.*, Reel 4.
- (27) 同右、五七一—五七二頁。Horace H. Underwood to Dr. McGregor, October 28, 1938, BFM—KMMP, 1909-1954, Series IV, Reel 4.
- (28) 富坂キリスト教センター編前掲書、五八三—五九四頁。
- (29) 同右、五九五、六〇一—六〇五頁。
- (30) 同右、五九五—六〇二頁。
- (31) 同右、六〇八—六一三頁。
- (32) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.18, 411. Herbert E. Blair to Ralph C. Walls, November 30, 1940, Presbyterian Church in the U.S.A., Department of History and Records Management Services ed., *Board of Foreign Missions—Korea Mission Field Correspondence Board Circular Letters, 1910-1953*, Microfilm (Scholarly Resources, Wilmington, Delaware, 1999), Series II, Reel 6. (ㄴㄷㄴ BFM—KMFCBCL, 1910-1953 ㄴㄷㄴ盤記)。
- (33) *Ibid.*
- (34) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.18, 411. The Board of Foreign Mission of the Presbyterian Church in the United States of America to the Chosen Mission, November 28 and December 26, 1940, BFM—KMFCBCL, 1910-1953, Series II, Reel 2. "Americans Leaving Korea" in *The New York Times*, November 22, 1940.
- (35) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.19, 411. J. L. Hooper to the Missionaries on Furlough from Japan and Korea March 3 & 5, 1941, BFM—KMMP, 1909-1954, Series IV, Reel 4.
- (36) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.19-20, 411.

- (37) Memorandum of Conversation by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs, Hamilton, June 18, 1941, *Foreign Relations of the United States, 1941*, Vol. IV, The Far East (United States Government Printing Office, Washington, 1956), pp.272-274 (下記『FRUS』参照)。
- (38) Grew to Hull, June 26&27, 1941, *ibid.*, pp.282-283. なお、三月に少なくとも八人の米国人が逮捕され、そのうち四人が長老教宣教師である。このほかその四人のうち二人が四月になって釈放された。この報道がこれ、松岡の言う五月とは食い違ひをみせしこと。"U.S. Missionaries Arrested in Korea" in *The New York Times*, March 27, 1941 and "Two are Released in Korea" in *ibid.*, April 4, 1941.
- (39) Grew to Hull, July 8, 1941, *FRUS, ibid.*, p.297.
- (40) Grew to Hull, July 11, 1941, *ibid.*, p.304.
- (41) Welles to Grew, July 16, 1941, *ibid.*, p.323.
- (42) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.20-22, 411. J. L. Hooper to Edward M. Miller, November 21, 1941 and Hooper to Herbert E. Blair, November 24, 1941, *BFM—KMFGBCL, 1910-1953*, Series II, Reel 6. なお、朝鮮からの撤退の準備自体は、一九四一年の早い段階におこつてきてつた。"The Basis of Withdrawal", "Withdrawal-the Present Situation", H. H. Underwood, "Withdrawal in the Y.M.C.A.", E. H. Miller, "The Christian Literature Society of Korea", E. W. Koons, "A Survey of Withdrawal" in *The Korea Mission Field*, March 1941, pp.33-47, 49-51.
- (39) Rhodes and Campbell eds., *op. cit.*, pp.22-24, 411-412.
- (44) *Ibid.*, pp.22, 25.